

ハラスメント防止に対する基本方針

令和 2 年 7 月 1 日
碓氷安中農業協同組合

J Aは地域社会との共生をめざし、人と人とのつながりを前提に成り立つ人間尊重の協同組合組織です。そして、組合員等利用者の立場を考えて発言し、行動することが組織・事業活動の前提です。

この人間尊重の精神は、組織に働く役職員にとっても等しく適用されるものであり、当 J Aは、一人ひとりの働く権利を尊重し、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を傷つける社会的に許されない不当な行為であるだけでなく、職場環境を悪化させ、職場全体の秩序を乱し、業務遂行を阻害する断じて許せない行為です。

当 J Aは、職場におけるハラスメントを明確に禁止するとともに、職員によるいかなる形態のハラスメントであっても、これを黙認することや見過ごすことは決していたしません。

万が一発生した場合には、ハラスメントの行為者に対して就業規則に基づき、懲戒処分を含めて厳正に対応します。また、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

このため、当 J Aでは役職員一人ひとりがハラスメントに対しての理解を深め、意識啓発に取り組み、全役職員の人権が尊重され、相互信頼を気軸とした職場風土の創造に努めます。

以 上